



羽の情報便

前号に続き、個人成りする方法としての「休眠」について解説します。

個人成り(会社を休眠させる)

1. 会社を休眠させる

あまり費用のかからない一般的な方法です。休眠とは会社を法的には存続させておきながら(登記簿上は残しておきながら)会社の機能を一切停止させることです。休眠中は一切の活動を行ってはいけません。

預金口座が動いている、看板が掲げている、名刺に会社名が記入してある等の場合は、休眠とはみなされません。休眠の手続きはいたって簡単です。税務署、都道府県税事務所、市役所に「休眠届」を提出すれば手続は終了です。なお、将来もう一度、会社で営業したい場合は復活すればよいのです。

2. 休眠中の手続き

休眠中も形式的な税務申告と役員変更登記は必要です。特に税務申告がない場合は青色申告が取り消されます。そこで、休眠中も細々と会計事務所や当社と付き合いしておく必要があります。また、都道府県と市町村への均等割税額の納付が必要となります。但し、自治体によって休眠中は均等割税額が課税されないことがあります。

3. 休眠会社の整理(解散とみなされる場合)

株式会社は一定期間が経過すれば(最長10年)、必ず役員変更登記が必要です。最後の登記から10年が経過しても役員変更登記がない場合には、解散したとみなされてしまいます。但し、一定の期間内に所定の手続きをすれば解散は免れます。

4. 休眠中の会社の所在地

賃貸ビル等で営業をしている会社が、そこを引き払い休眠するケースが目立ちます(代表者の自宅に引きこもる)。会社が登記されている限り、役所や金融機関等から郵便物が送付されることが通常です。

郵便物の転送は一定期間で終了しますので、できることならば休眠と同時に所在地を自宅等郵便物が確実に届く場所に移転させることが望まれます。

5. 税金の滞納がある場合

休眠届を提出しても滞納している税金の納税義務は消滅しません。税金の滞納がある限り、休眠すること自体できません。納税資金を捻出するために、営業活動を続けなければならないからです。

6. 個人事業者としての事業開始

必ず、税務署に個人事業者としての「開業届」を提出して下さい。「法人は休眠させ個人事業者で」と言っておきながら、個人では無申告のケースが目立ちます。税務署はこのようなケースについて、かなり目を光らせている模様です。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

得意先を料亭で接待しその飲食代金十万円をクレジットカードで支払いましたがもらった領収書に収入印紙が貼られていませんでした。お店について要求したほうが良いですか？

クレジットカード取引は現実に金銭の支払いが直接伴わないので、領収書において、クレジットカード決済であることが明らかにされているものについては、お店側は収入印紙を貼る必要がありません。収入印紙がない領収書でも問題ありません。カード会社が財務省へ印紙税の納付を行うこととなります。但し代金が利用者の銀行口座から即座に引き落とされるデビットカードは、代金後払いのクレジットカードと違って印紙税の対象となります。



税金まめ知識（第39回）自動車保険と税金

損害保険金と税金について考えてみましょう。今回は、自動車保険編です。

1. 賠償保険

対人事故・対物事故により、被保険者に支払われる保険金（賠償金）は、所得税法上、非課税になります。

2. 車両保険

車両事故により被保険者に支払われる保険金は、所得税法上、非課税になります。

3. 搭乗者傷害保険・自損事故保険

(1) 死亡保険金

・搭乗者が保険料を負担している場合には、搭乗者の相続人が受け取った保険金に対して相続税が課税されます。

保険料負担者<搭乗者> 被保険者<搭乗者> 保険金受取人<相続人> ⇒ 相続税

・保険金受取人が保険料を負担している場合には、所得税法上の一時所得として取り扱われ、他の一時所得と合算して所得税が課税されます。

保険料負担者<夫> 被保険者<妻> 保険金受取人<夫> ⇒ 所得税

・第三者が保険料を負担している場合には、保険金を受け取った者が第三者から贈与を受けたものとみなされ、贈与税が課税されます。

(2) 後遺障害保険金・医療保険金

被保険者が受け取った保険金は、所得税法上、非課税になります。

4. 人身障害保険

(1) 死亡保険金

受け取った保険金のうち、実質的に損害賠償金と考えられる部分については非課税になります。逆にその残額は人身傷害保険の契約形態により相続税・所得税・贈与税の対象となります。例えば、死亡事故の過失割合が被害者4：相手側6の場合、賠償金の6割は非課税となりますが、4割は上記3税のいずれかの課税対象です。

(2) 後遺障害保険金・医療保険金

被保険者が受け取った保険金は、所得税法上、非課税になります。

5. 無保険者障害保険

被保険者や被保険者の父母、配偶者、子が受け取る保険金は、賠償保険の保険金と同様、非課税になります。

9月の税務カレンダー

9月10日（金）

8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



9月30日（木）

7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例28： スナック（年間 38.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	565,928円／年	年間の電気料	347,396円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 218,532円 10年間で 2,185,320円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク！

税金クイズ (10)



【問】健康食品販売会社で、売上拡大の施策として、営業マン50人のうち、成績優秀者上位10人を4泊5日のハワイ旅行に招待することとしました。この場合、その旅行費用は、課税上どのように取り扱われるのでしょうか？

- ① 給与として課税される
- ② 慰安旅行の範囲内であるため課税されない
- ③ 交際費課税される



【正解】 ①

この場合の旅行費用は給与として課税されます。
給与として課税されない慰安旅行は社員全員を対象としたレクリエーションとして実施される催しに限られ、セールスの成績を表彰する意味で特定の者についてのみ実施する旅行は、これには該当しません。
尚、課税されない慰安旅行の具体的範囲としては、次の2つの要件を満たす旅行をいうものとされています。

- (1) その旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外旅行の場合には、その目的地における滞在日数が4泊5日)以内であること。
- (2) その旅行に参加する社員の数が、全体の50%以上であること。但し、これはあくまで原則であって、実際は、その旅行の企画、立案、旅行の目的、会社と社員の費用負担割合等を総合的に判断して実態に応じた処理をすることになっています。



今月のコラム

この羽の情報便も通算六十号を迎えました。創刊からこれで丸五年です。これもひとえに応援してくださった皆様のお陰です。本当にありがとうございます。

さて、この夏からニュースを賑している高齢者不明の話題ですが、最初は百歳超えの方でしたがどんどん調査が進むにつれて判明したのが百六十歳代・・・、そしてとうとう長崎で二百歳の戸籍上の生存者が判明しました。二百年前というと、まさに江戸後期、あの国定忠治の同級生にあたるそうです。本当に大丈夫でしょうか？ 長寿国ニッポン！

九月に入り、相変わらず昼間の暑さは厳しいですが、朝晩はだいぶ涼しく感じられます。しかし今年の夏はほんとうに猛暑でした。夏の疲れは秋に出るといわれています。栄養と休養をしっかりとって健康に注意して過ごしましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

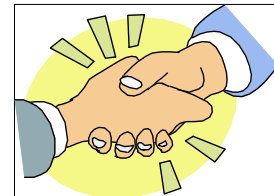
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

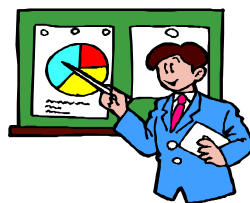
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



夏の疲れがでないよう
十分な睡眠・栄養をとってください。

